

第127回  
青森県都市計画審議会  
議 事 録

平成21年7月27日（月）

日 時：平成21年7月27日（月） 午後1時30分から

場 所：青森県庁 西棟8階大会議室

出席者：会長 山本 恭逸  
委員 石岡 千鶴子  
委員 田中 正子  
委員 板垣 美保  
委員 藤村 幸子  
委員 木曾 恵一 (代理：公平 貢)  
委員 宮崎 正義 (代理：佐藤 吉治)  
委員 青山 俊行 (代理：安陪 和雄)  
委員 木場 宣行 (代理：菊池 憲満)  
委員 石川 威一郎 (代理：藤林 實)  
委員 滝沢 求  
委員 西谷 洌  
委員 石沢 秀幸 以上13名出席

案 件：議案第1号 むつ都市計画道路の変更（青森県決定）について  
議案第2号 建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の  
位置（八戸市長許可）について

その他：青森県都市計画基本方針の概要

(司会)

ただいまから、第127回青森県都市計画審議会を開会いたします。

人事異動などにより、お手元の青森県都市計画審議会委員名簿のとおり、第2号委員、第3号委員および第5号委員に変動がございました。また、本日は今年度初めての審議会でもありますので、ここで出席委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

第1号委員は、学識経験を有する皆様方でございます。

会長の青森公立大学 山本恭逸様でございます。

青森県ビックウーマンの石岡千鶴子様でございます。

社団法人青森観光コンベンション協会の田中正子様でございます。

社団法人青森県建築士会 板垣美保様でございます。

はちのへ女性まちづくり塾生の会 藤村幸子様でございます。

第2号委員は、関係行政機関の皆様方でございます。このたび第2号委員の方は改選されております

東北財務局青森財務事務所長の木曾恵一様でございますが、本日は代理として公平貢様が出席されております。

東北農政局長の宮崎正義様でございますが、本日は代理として佐藤吉治様が出席されております。

東北地方整備局長の青山俊行様でございますが、本日は代理として青森河川国道事務所の安陪和雄様が出席されております。

東北運輸局長の木場宣行様でございますが、本日は代理として菊池憲満様が出席されております。

青森県警察本部長の石川威一郎様でございますが、本日は代理として藤林實様が出席されております。

第4号委員は、県議会の議員の皆様方でございます。

滝沢求様でございます。

西谷洸様でございます。

第5号委員は、市町村の議会議長を代表する方でございます。

このたび第5号委員の方は改選されております。

青森県町村議会議長会会長の石沢秀幸様でございます。

本日の出席状況につきましては、委員17名のうち、13名が出席されてお

り出席者の総数が過半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をさせていただきます。前回から引き続き幹事であり、青森県県土整備部都市計画課長の今裕嗣です。

次に、今回新たに就任いたしました、青森県県土整備部建築住宅課長の舘山繁です。

本日は、青森県から付議された議案としまして「むつ都市計画道路の変更（青森県決定）について」と、八戸市から付議された議案としまして「建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置（八戸市長許可）について」の2件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。また、その他としまして「青森県都市計画基本方針の概要」を報告させていただくこととしております。

次に本日お配りしております資料の確認を行わせていただきます。1枚目が第127回青森県都市計画審議会次第、2枚目が委員名簿および出席状況、3枚目が委員席図となります。落丁などございましたら事務局までお申し付け下さい。

また、議案書および参考資料につきましては開催通知とともに送付させていただいておりますが、本日お持ちにならない方がおられましたら事務局までお申し付け下さい。

それでは、青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして会長が会議の議長となりますので山本議長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

（山本会長）

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ここで慣例によりまして、私の方から議事録署名委員2名を指名させていただきます。田中正子委員と滝沢求委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。まず、議案第1号「むつ都市計画道路の変更（青森県決定）について」、ご審議をお願いいたします。

議案の内容について、事務局から説明してください。

（事務局 都市計画グループマネージャー）

議案第1号 むつ都市計画道路の変更（青森県決定）についてご説明いたします。

お手元の資料のうち、議案書は3ページ、参考資料は1ページと2ページになっております。前のスクリーンでご説明いたします。

この図は、むつ市の都市計画図であります。こちらがJR下北駅、こちらがJR大湊駅になります。また、市の中央部にあるむつ市役所はこちらになります。

主要な道路といたしましては、市の東側を国道279号が南北に走っております。また東西には国道338号が市の中心部を走っており、そのバイパスが市の北部を同じく東西に走っております。

今回変更します3・4・5号柳町桜木町線は、この国道338号のバイパス部分となっており、むつ市柳町三丁目を起点として、むつ市桜木町に至る延長約11.1kmの幹線道路であります。

本路線については、これまで順次整備を行ってきております。

昭和50年から平成11年にかけて、3・4・2号港町小平館線から3・5・11号大湊浜町八森線までの約6.5kmの整備を行うとともに、終点付近になりますが、約1.2kmの宇曾利バイパスを、平成20年3月に開通したところであります。

あわせて約7.7kmが完成済みとなっております。

また、残りの未改良区間3.4kmにつきましても、昨年度から事業着手しており、今回の変更は、その詳細な測量・設計等に伴う設計変更によるものであります。

本路線は、昭和50年に都市計画決定しておりますが、その際に行った縦断勾配の検討においては、当該区間が丘陵部に位置していることから、経済性も考慮して最急縦断勾配を道路構造令の規定の上限である6%と設定しております。

しかしながら、平成2年6月の「スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律」の施行により、スパイクタイヤの使用が規制されたことから、青森県では路面凍結時のスリップ事故防止等冬期間の安全性を考慮し、新規整備路線については、地域の状況に応じて最急縦断勾配を4%または5%程度以下に設定することとしております。

今回、大湊Ⅱ期バイパスの整備にあたり、詳細な測量調査を行い、道路計画の再検討を行った結果、1,340mの区間について、平面線形及び縦断線形を変更することにより、最急縦断勾配を4%に押さえることが可能となるとともに、平面線形についても改善が図られるなど、冬期間の走行性の向上と安全性の向上が図られることから、線形について都市計画変更するとともに、あわせて車

線数を2車線と定めるものであります。

この図は変更区間の詳細図となります。

変更区間は1, 340mとなっておりますが、大きく変更となるのは2箇所となっており、その中心線の最大振れ幅はそれぞれ約25m及び約16mとなっております。

縦断勾配を緩和するため、山側から海側へ線形を変更しております。

この写真は、現道の写真でございます。

朝夕の混雑がひどく、平成17年に行った交通量調査では、県管理国道で混雑度が高い最も高い区間となっております。

交通渋滞が顕著となっております。

また、現道は、道路幅の狭い区間が連続しており、むつ市で唯一「事故危険箇所」に指定されております。

現道の両側に家屋が連たんしており、拡幅が困難な状況となっております。

この写真は、整備区間の起点部の写真でございます。現在供用されているバイパスの延伸となります。

線形の振れ幅が最大となる箇所の写真でございます。

道路を山側から海側へ変更することにより、縦断勾配の緩和を図ります。

終点部の写真でございます。市街地がちょうど終わったところで現道にすりつく計画となっております。

終点部の両側は、自衛隊の敷地となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

なお、本件につきまして、都市計画法に基づき平成21年6月25日から7月8日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(山本会長)

ただいま説明のありました議案第1号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(西谷委員)

説明にあった振れ幅というのは線形という表現とどのように違うのですか？

(事務局 都市計画グループマネージャー)

道路の中心線が25mの幅でずれる、変更になるということです。

(西谷委員)

当初の道路の中心線から今の所へ2.5m変更するということですか？

(事務局 都市計画グループマネージャー)

そのとおりです。

(西谷委員)

なぜ変更するのは勾配を直すためですか？

(事務局 都市計画グループマネージャー)

現在の勾配が6%になっているため、勾配を緩和するために線形を変更いたします。

(西谷委員)

6%から4%へ変更することというのは、今までは6%であった最低限の勾配を4%まで緩和することが出来たということですか？

(事務局 都市計画グループマネージャー)

線形を変更することで6%から4%へすることが出来ます。

(西谷委員)

一番急な勾配は何%まで認められていたのですか？

(事務局 道路課)

道路構造令の改訂により、冬期交通量が多い場合には6%程度が上限となっておりますが、凍結路面では4%を超えると大型車両の登坂不能が増加することから、極力4%以下になるよう整備を進めております。ただし、現地の状況によって5%や6%とする場合もあります。

(西谷委員)

道路構造令は農道にも該当するのですか？

(事務局 道路課)

道路構造令は道路法上の道路である国道、県道、市町村道に該当となります。

(山本会長)

今回の変更によって冬期間の走行性と安全性の向上が見込まれることから、

交通安全の観点からも非常に良いことだと思います。

(藤村委員)

このような事業を行う際に組合施工で行う場合があると思いますが、今回のむつの場合にはどこが主管になって行うのですか？組合方式を取って今回の事業を行うのでしょうか？

(事務局 都市計画課)

区画整理等であれば、区画整理組合の方で施工することもあります。今回の件は県道であり道路事業で行うため、県が直接施工します。

(板垣委員)

地域の交通量に関する説明のスライド写真を見ると、歩道が非常に狭く見えますが、今回の件で改善されるのでしょうか？

(事務局 都市計画課)

この写真は現道の写真となります。都市計画道路が完成すると現道の通過交通がバイパスへ流れるため、現在の状況では平成17年の交通量が現道で13,400台となっておりますが、バイパスの完成によってバイパスへ8,300台が流れ、現道へ残る交通量が3,600台となり、13,400台の時と比べて安全度はかなり増すと考えております。

(板垣委員)

分かりました。

(山本会長)

他にご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。

議案第1号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議無し

(山本会長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第1号については、原案どおり決することといたします。

次に議案第2号「建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置



(八戸市長許可) について」ご審議をお願い致します。  
議案の内容について事務局から説明してください。

(事務局 八戸市)

八戸市都市整備部建築指導課建築指導グループの馬渡と申します。よろしく  
お願いいたします。

それでは、議案第2号建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地  
の位置(八戸市長許可)についてご説明いたします。

まず、関係法令等について、本日、追加提出いたしました補足説明資料によ  
りご説明いたします。

資料1をご覧ください。建築基準法についてご説明いたします。建築基準法  
第51条では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚  
物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、  
都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又  
は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を  
経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で  
定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この  
限りでない。」と規定しております。その他政令で定める処理施設としては、建  
築基準法施行令第130条の2の2において規定しており、同条第1項第2号  
イには制限を受ける産業廃棄物処理施設として、廃棄物の処理及び清掃に関す  
る法律施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施  
設と規定しております。

次にページが飛びますが資料3をご覧ください。これは建築基準法及び同法  
施行令で規定しているその他の処理施設のうち、廃棄物の処理及び清掃に関す  
る法律施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる処理施設の種類、能  
力等を示した表であります。この案件の破碎処理能力は、右の欄に記載してお  
ります数値となります。ご覧のとおり一日あたりの処理能力が廃プラスチック  
類で23.6t、木くず類で37.1tと、基準値の5tを超えておりますので、建築基  
準法第51条に規定する「その他の処理施設」に該当いたします。

ページ戻りまして資料2ですが、これは建築基準法第51条の手続きの流れ  
を記したものです。この案件は、民間会社が建設し、運営する施設であり、恒  
久性の担保が難しいなどの理由により、都市計画決定を行わないその他の処理  
施設に該当することとなり、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき申  
請がなされ、本日の都市計画審議会への付議となりました。なお、この手続き  
とは別に右側となりますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定によ  
る設置許可があり、これについては所定の手続きを終え許可(平成20年1月24

日) がなされております。

それでは、引き続き、お手元の参考資料とパワーポイントを用いながらご説明いたします。まず、許可申請の概要について説明いたします。

参考資料の3ページ及び4ページをご覧ください。申請者は、環境技術株式会社 代表取締役 石鉢芳雄。申請地は八戸市大字尻内町字下毛合清水1-4他16筆で、敷地面積は66,061.00㎡です。申請地は平成13年に建築基準法第51条ただし書きの許可を受け、焼却施設を設置した場所であり、現在この敷地内で産業廃棄物処理業を操業しており、管理型埋立処分場、安定型埋立処分場等を有しています。

敷地の位置についてご説明いたします。申請地は図面左側部分、斜線で示しております。(パワーポイントでは赤矢印で表示) 八戸駅より北に4km、中心市街地より北西に約7km、北インター工業団地に近接した市街化調整区域内に位置しており、市街地形成の見込みは少なく、原野及植林地帯である山林に囲まれ、周辺には住宅等はありません。

参考資料の4ページをご覧ください。右側の土地利用計画図ですが、敷地内の赤で囲まれたところが、破碎処理施設の設置予定地です。今回申請のあった破碎機の上屋面積は697.50㎡となります。その下には、申請建物の断面図及び既存焼却施設の処理能力を表示しております。それではパワーポイントの画面をご覧ください。

これは敷地の現況写真です。左側の処分場入口周辺A地点からA1-A2方向を撮影したものが上の写真で、手前に見えますのが隣接する株式会社NIPPOコーポレーションでございます。この施設は平成16年に建築基準法第51条ただし書きの許可を受け、破碎処理施設として操業しております。下の写真は、A地点からA3-A4方向を撮影したもので、奥に既存の管理事務所が見えます。

PP④次は、既存焼却炉から北・北東を撮影したものです。手前に、不燃物・可燃物選別ヤードが見えます。ここで破碎不適物を選別します。

次は、破碎処理施設の予定地付近を撮影したものです。赤の一点鎖線で囲まれたところが、破碎処理施設の設置予定地です。写真右上の奥に見えますのが、既存の焼却施設です。

次に破碎機の仕様について説明いたします。型式は株式会社リョーキ製の自走式破碎機HB-180、左上、赤い矢印の製品です。破碎方式は二軸せん断式で、付属設備として破碎後の金属くずを選別する磁選機を有しています。処理能力は廃プラスチック類の場合、1日8時間稼働で23.6t/日、木くずの場合は37.1t/日です。今回申請のあった破碎機と上屋は、平成13年に建築基準法第51条ただし書きの許可を受け、設置した焼却施設の前処理施設として計画したもので、処理する廃棄物は主に木くずです。廃棄物を破碎するこ

とで燃焼が安定し、高温に維持できることから、燃料が節約でき温暖化の原因である二酸化炭素が削減できます。また破砕することで、完全燃焼が促進され燃え残りが少なくなるとともにダイオキシン類濃度及び一酸化炭素濃度が低減され、環境面により一層配慮した処理体系となります。

土地利用計画図です。左側、赤の線で囲んだところが破砕処理施設の設置予定地です。右側が破砕機上屋の断面図です。

次は破砕機上屋の平面図と立面図です。床面積は697.50㎡です。

施設の概要は以上のとおりですが、この施設が都市計画上支障がないかについては「敷地の位置の妥当性」、「搬出入計画の妥当性」、「施設計画の妥当性」、「環境計画の妥当性」の4点で評価しております。

まず、「敷地の位置の妥当性」についてですが、この点が都市計画上、支障がないかの根幹をなす部分となります。具体の判断としましては、まず八戸市都市計画マスタープランに抵触しないか、それから用途地域、区画整理事業などの市街地開発事業、道路など都市施設等の都市計画に支障がないかという2点です。マスタープランでは周辺は農地あるいは緑地ゾーンに属しますが、当該地は農地でもなく保全の方針には抵触いたしません。また、用途地域も指定されておらず、八戸市の市街地からも離れており、市街地開発事業、都市計画道路等の具体の都市計画にも支障ありません。

続いて「搬出入計画の妥当性」について説明いたします。搬出入路は、国道45号線や国道454号線、県道である主要地方道八戸・三沢線等を経由し、前面道路であります幅員10mの八戸市道河原木・豊崎線を利用しております。搬出入車輛による影響については、現状1日あたりの搬出入車輛台数は実績として50～60台で、既存焼却施設の焼却前の破砕処理であるため、破砕機稼働後の車輛台数に大きな変化はなく、車輛の走行による騒音・振動及び大気への影響は現状と変わらないものと判断されます。

次に「施設計画の妥当性」についてですが、敷地面積は66,061.00㎡あります。既存の建物等としましては、平成13年に建築基準法第51条ただし書きの許可を得て設置した焼却施設、事務所、倉庫などの建物が11棟あり、延べ面積の合計は1,027.33㎡となっております。今回申請のあった破砕機の上屋は、鉄骨造平屋建697.50㎡で、既存と新築を合わせた延べ面積は1,724.83㎡となります。敷地面積に対する延べ面積の割合である容積率は、2.61%でこの地域の限度である200%を下回っております。また、建築面積は既存と計画の建物を合わせ、1,682.30㎡ありまして、敷地面積に対する建築面積の割合である建ぺい率は、2.55%でこの地域の限度である60%を下回っております。

緑地部分の面積は、敷地全体の11.8%となっております。

駐車場は、管理事務所の手前に20台設けております。

次に「環境計画の妥当性」についてですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による設置許可が、県の環境生活部環境政策課において既に所定の手続きを終え許可されております。環境・公害対策の指針となるものは、「大気汚染防止法」、「騒音規制法」、「悪臭防止法」、「水質汚濁防止法」、その他各法による規制基準、環境保全関連条例による規制基準があり、これら基準が守られていることを当課においても確認しておりますが、簡単に説明いたします。

まず、大気汚染について説明いたします。

①破砕機の稼働に伴う粉塵については、破砕歯の回転数が一分間に18回転と遅いため、粉塵の発生はほとんどありません。

②運搬車輛の走行に伴う大気汚染については、破砕機は既設焼却炉の前処理施設として計画したもので、1日の搬出入車輛台数は実績で50～60台であり破砕事業を行ったとしても台数に変化はないと考えられます。よって、車輛の走行による大気への影響は、ほとんど現状と変わらないものと判断できます。また水質汚濁についてですが、施設からは排水や廃液は発生しません。

次に悪臭についてですが、木くずは破砕後、即日焼却するため悪臭の発生を抑えられると考えます。その他の処理品目は悪臭の発生がないため考慮を必要としません。

次に騒音についてですが、騒音規制を受ける場合の規制値は、特定工場等については、第1種から第4種区域の4段階の規制がありますが、申請地は騒音規制地域外となり、規制は受けません。当該計画では、申請地に最も近い八戸ハイテクパーク地区が準工業地域であるため、工業系の地域に設定されている第3種区域での規制値で検討しており、当該施設稼働による騒音については、第3種区域での規制値65dB以下の予測がなされています。同じく振動についても、規制を受ける場合には、住居系地域と商業・工業系の地域の2段階の規制区域がありますが、申請地は振動規制地域外となり、規制は受けません。当該計画では商業・工業の地域に設定されている第2種区域での規制値65dBを下回る予測がなされています。

以上のように、当該施設の計画については、位置、搬出入計画、施設計画、環境計画の妥当性を評価したところ、市といたしましては問題がないと認められるため、建築基準法第51条ただし書きの規定により、特定行政庁である八戸市が青森県都市計画審議会の議を経て建築を許可しようとするものであります。

以上をもちまして、議案の説明を終了いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

(山本会長)

ただいま説明のありました議案第 2 号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(藤村委員)

森林地区の中に建物を建てる際に景観に対する検討はどのようにされているのかをお聞かせ下さい。

(事務局 八戸市)

今回建築する建物は規模的に八戸市景観条例の届出の対象となるため、その中で適正な指導等が行われることとなります。

(藤村委員)

森林地区に該当した色の建物を建てるような指導がされるということでしょうか？

(事務局 八戸市)

現時点で建物の外観の色に関する書類は来ていませんが、景観条例の届出がされた際に例えば、きつい赤色での届出がされた場合には景観上不適切であると指導するので、その点に関しては大丈夫だと考えております。

(山本会長)

他にご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。

議案第 2 号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議無し

(山本会長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第 2 号については、原案どおり決することといたします。

これで、本日の審議案件は終了いたしました。つきましては、青森県知事に対し、「原案のとおり議決された」旨答申することといたします。

(司会)

皆様方には、長時間のご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、第127回青森県都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

この議事録が、審議の内容と相違ないものと認め、署名押印する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

署 名 者 \_\_\_\_\_ 印

署 名 者 \_\_\_\_\_ 印